

意見聴取等の進め方

平成24年1月11日
近畿地方整備局



◆ 意見聴取等の進め方

1. 意見聴取の実施について(案)

(1) 意見聴取対象

足羽川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び同幹事会における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「検証要領細目」という。)に示されている検討結果の報告書(素案)(以下「報告書(素案)」という。)を作成し、関係者の意見を聴く予定。

(2) 意見を聴く者と意見聴取方法

① 学識経験を有する者

河川法第16条の2等に準じて、河川に関し学識経験を有する者から意見を聴く予定。

② 関係住民

河川法第16条の2等に準じて、福井市、坂井市及び池田町にて「住民の意見を聴く場」を開催し、意見を聴く予定。

※ 関係住民への意見聴取を補足する手段としてパブリックコメントを並行して実施。

③ 関係地方公共団体の長

河川法第16条の2等に準じて、足羽川ダム建設事業に関係する福井県知事の意見^{※1}を聴く予定。^{※2}

※1 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」(河川法施行令第10条の4)

※2 関係地方公共団体の長への意見聴取は、①及び②の状況について報告した上で意見を聴く予定。なお、報告は検討の場または検討の場(幹事会)を開催して行う予定。